

(素案)

「(仮称) 国立市人権・平和のまちづくりの
総合的な推進を図るための基本方針」
(素案)

令和〇年〇月

国立市

(素案)

目 次

第1章 はじめに

1. 基本方針策定の趣旨 1
2. 基本方針の位置付け 1
3. 基本方針の期間 2
4. 基本方針の体系 3
5. SDGs との関係 4

第2章 本市における人権・平和をとりまく現状と課題

. 5

第3章 基本理念と4つの目指す「まち」

1. 基本理念 7
2. 4つの目指す「まち」 8

第4章 人権・平和のまちづくりの推進

1. 人権施策の推進
 - (1) 人権教育・啓発 9
 - (2) 人権救済及び相談支援の体制 11
 - (3) 人権に配慮した環境整備 13
2. 分野別人権課題と施策の推進
 - (1) 共通事項 18
 - (2) 個別事項 18
3. 平和施策の推進
 - (1) 戦争・原爆体験者の体験と平和への思いの伝承 22
 - (2) 様々な団体等との平和交流 24

第5章 推進体制

1. 行政における推進体制
 - (1) 組織内の推進体制 26
 - (2) 市職員の人権意識の向上及び人権・平和のまちづくりへの参画 . . . 26
 - (3) スケジュール及び財源（予算） 27
2. 国立市人権・平和のまちづくり審議会
 - (1) 国立市人権・平和のまちづくり審議会の設置 27
 - (2) 国立市人権・平和のまちづくり審議会における審議 27
3. 公表と見直し
 - (1) 基本方針の公表 27
 - (2) 基本方針の見直し 28

(素案)

※本基本方針における以下の用語の示す意味・内容は、次のとおりです。

基本条例 国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例(平成30(2018)年12月27日条例第37号)

基本方針 基本条例第9条に規定する、人権・平和のまちづくりの総合的な推進を図るための基本となる方針

差別 基本条例第3条に規定する、人種、皮膚の色、民族、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、しょうがい、疾病、職業、年齢、被差別部落出身その他経歴等を理由とした不当な差別^{※1}

しょうがいしゃ 市の「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」(平成17(2005)年)では、「障害」の「害」には悪いイメージがあるため、新しいイメージを求めて「しょうがいしゃ」とひらがなで表記しています。このことから、本基本方針においても、既存の固有名詞や引用を除いてひらがな表記をしています。

人権 全ての人生まれながらにして持つ固有の権利であり、誰もが自分らしく生きる権利を保障されています。日本国憲法では、基本的人権の尊重を基本理念の一つとしており、「侵すことのできない永久の権利」(第11条)であり、「立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」(第13条)と定められています^{※2}。

人権救済 人権侵害が発生した後のその行為の排除や再発防止、人権侵害が発生する恐れの高い場合におけるその防止、被害者が望む安心した日常生活を送るための相談支援など個別救済と、一般施策として行う人権教育や啓発を含めた広い概念です^{※3}。

人権・平和のまちづくり 「人権侵害を許さない」という強い意志とソーシャル・インクルージョンの理念の下、市及び市民の一人一人が当事者として、自ら考え主体的に行動し、互いの多様性を認め合い人権を尊重することによって平和なまちを実現することです。

相談支援 本市が捉える人権救済のうち、個別救済として被害者や被害を受ける可能性が高い者に対する相談による支援のことです。

ソーシャル・インクルージョン 全ての人を社会的孤立や排除から守り、社会の一員として包み支え合うことです。

※1 様々な状況があることから、「差別」の定義を明確にすることは困難ですが、例えば、「人種差別撤廃条約」(あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約。日本は平成7(1995)年に加入)の第1条では、「人種差別とは、人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するもの」と定義されています。また、「障害を理由とする差別の解消に関する基本方針」(平成27(2015)年2月24日閣議決定)においては、不当な差別的取扱いの基本的な考え方として「法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。」と示されています。

※2 日本国憲法(抄)

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなけ

(素案)

ればならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

※3 法務省においては、人権侵害を受けた方の救済のための措置として「援助、調整、説示・勧告、要請、通告、告発、啓発」の7種類から適切な措置を講じることとされています。(「人権侵犯事件調査処理規程」)

第1章 はじめに

1. 基本方針策定の趣旨

本基本方針は、基本条例の本旨(人権・平和のまちづくりの推進)を踏まえて、その総合的な推進を図るための基本的な考え方を示したものです。

本基本方針は、単なる理念として机上論的に存在するものではありません。また、本市における他の条例や計画等の上位に位置し指示や命令をするものでもありません。

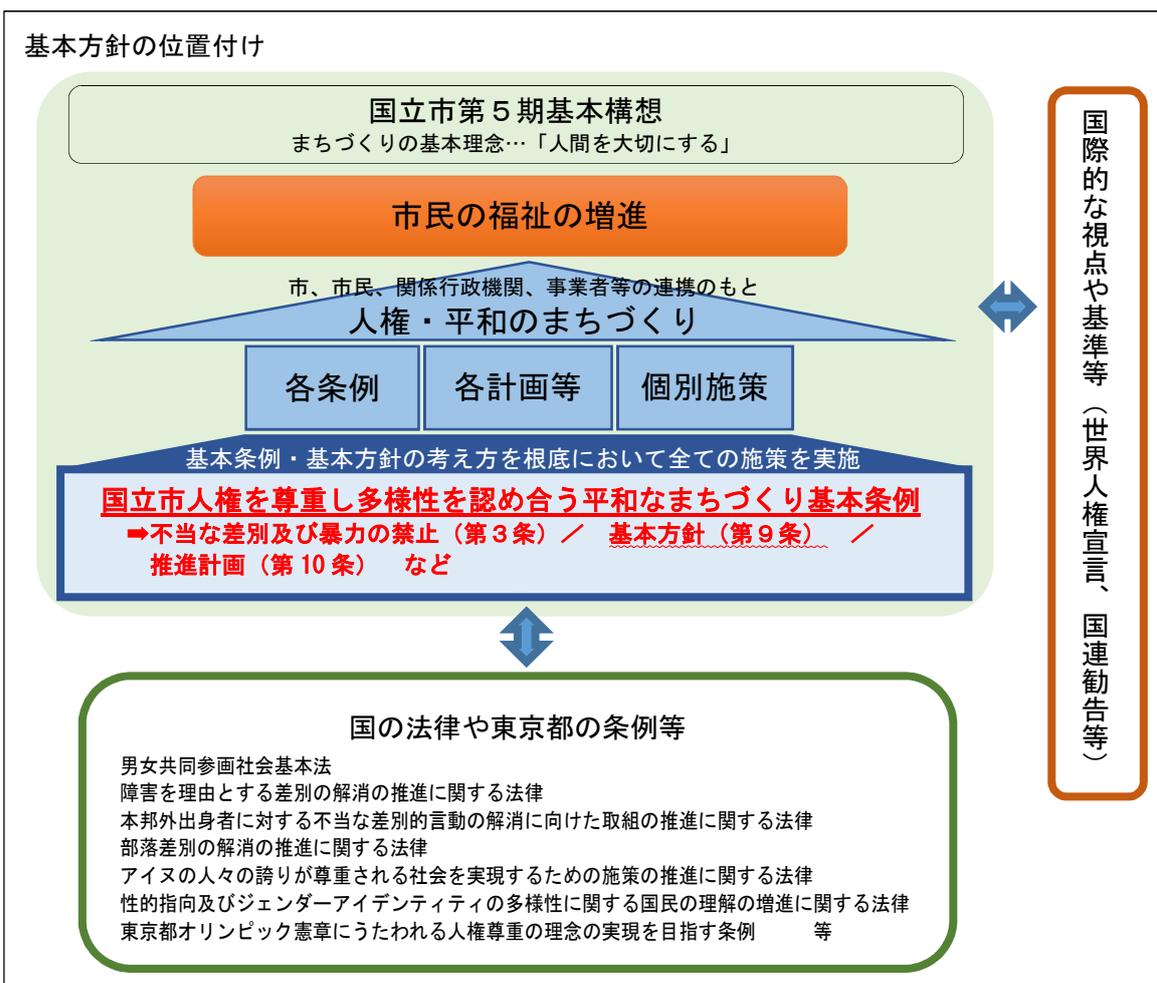
本基本方針は、本市が市民及び事業者等とともに人権・平和のまちづくりを推進するに当たって、全ての施策の根底に基本的な考え方として位置付くものであり、市政において具現化することを趣旨として策定したものです。

2. 基本方針の位置付け

本基本方針は、基本条例第9条第1項に規定する「基本方針」に該当し、人権・平和のまちづくりの総合的な推進を図るための基本的な考え方を示したものです。

また、本市が「国立市総合基本計画」の下、条例の制定や計画の策定、個別施策を推進するに当たり、その根底に位置付く基本的な考え方となるものです。

(素案)



3. 基本方針の期間

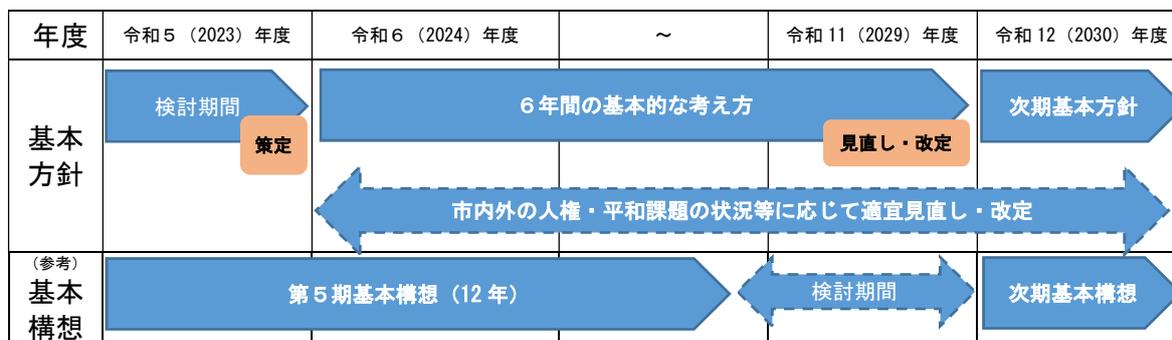
本基本方針は、令和11(2029)年度までの6年間(令和6(2024)年度から令和11(2029)年度)の本市における人権・平和のまちづくりの推進に係る基本的な考え方とします。

現在本市は、平成28(2016)年度から令和9(2027)年度までの12年を期間とする第5期基本構想の中にあります。次期(第6期)基本構想は令和12(2030)年度からスタートさせることを検討していますが、本基本方針は全ての施策の根底に位置付く基本的な考え方であることから、まちづくりの基本的な指針である基本構想と連動した内容とすることが必要なため、次期(第6期)基本構想の開始の前年度である令和11(2029)年度までの6年間の考え方とするものです。そして、次期(第6期)基本構想の検討状況や地域の実情等を踏まえ、必要に応じて見直しを行い、令和12(2030)年から新たな基本方針のもとで人権・平和のまちづくりを推進することとします。

しかし一方で、様々な課題を的確に捉え対応していくためには、本市における

人権・平和に関する課題の状況や国内における法整備の状況、国連勧告など国際的な動向等に応じて、適宜その考え方をアップデートしていく必要があります。

そのため、様々な状況等を踏まえ、本基本方針に盛り込むべき新たな事項や変更すべき事項等が生じた場合は、基本条例第9条第3項の規定に従い、適宜見直すこととします。



4. 基本方針の体系

本基本方針の第1章では、本基本方針策定の趣旨、位置付け、期間、体系及びSDGsとの関係を示します。

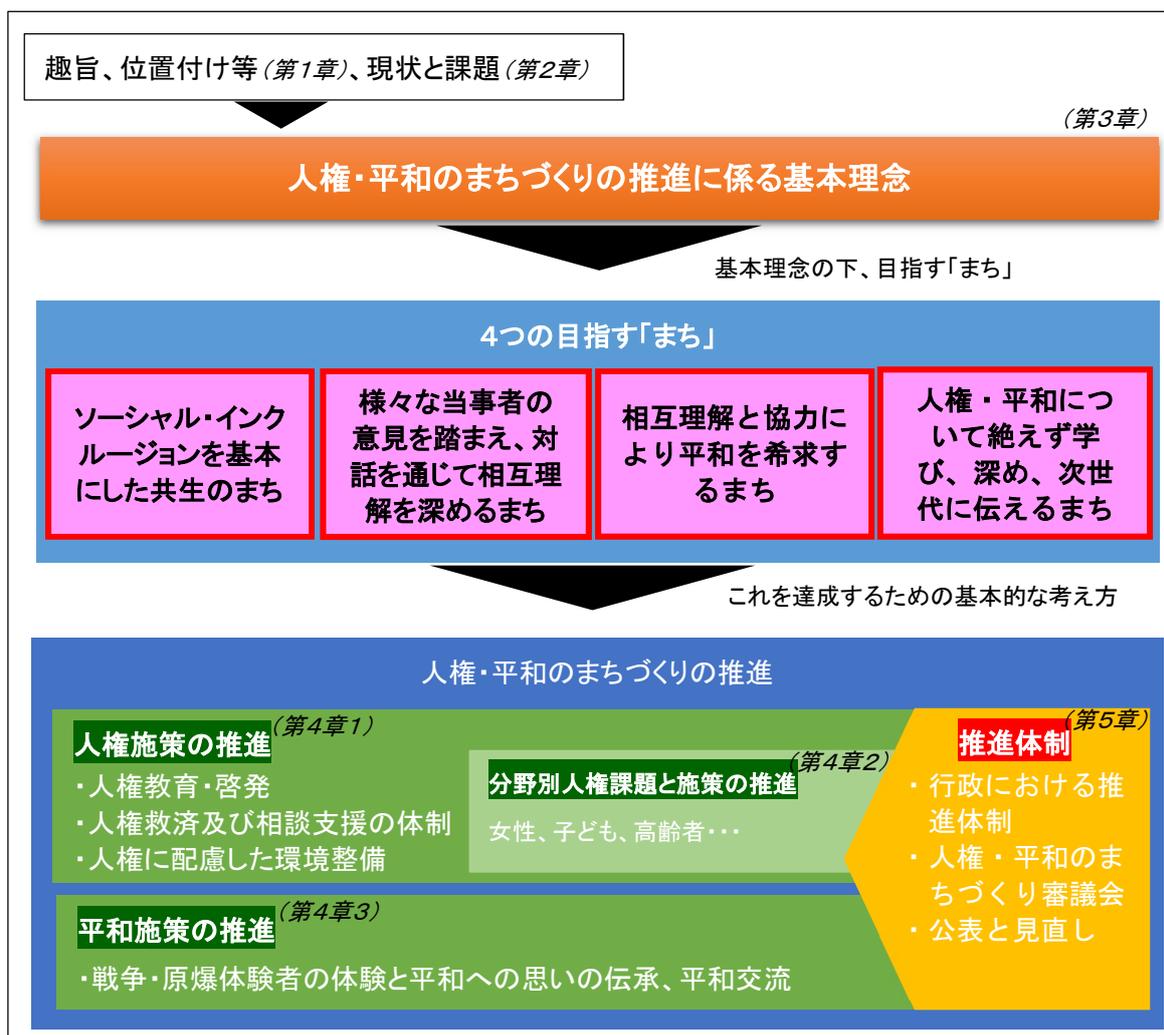
第2章では、本市における人権・平和をとりまく現状と課題について示します。

第3章では、人権・平和のまちづくりの推進に係る基本理念及びその基本理念の下で本市が目指す4つの「まち」について示します。

第4章では、前章で示した4つの「まち」を目指すプロセスの基本的な考え方について、人権施策の推進(人権教育・啓発、人権救済及び相談支援、人権に配慮した環境整備)、分野別人権課題と施策の推進、平和施策の推進(戦争・原爆体験者の体験と平和への思いの伝承、様々な団体等との平和交流)の観点で示します。

第5章では、前章までの考え方に基づき人権・平和のまちづくりを推進する際の推進体制についてその考え方を示します。

なお、本基本方針を体系的に示すと、次の図のとおりです。



5. SDGsとの関係

持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）は、令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際的な目標であり、誰一人取り残さない社会の実現を目指しています。

本市においては、その行政運営がSDGsの目標達成に貢献していることを意識しつつまちづくりに取り組んでいます。ソーシャル・インクルージョンの理念をその基礎とする本基本方針を踏まえた様々な取組を推進することは、SDGsの理念と一致するところであり、その目標達成に一層貢献することとなります。

(素案)

第2章 本市における人権・平和をとりまく現状と課題

本市では、昭和 51（1976）年に策定した第 1 期「国立市基本構想」以降、一貫して「人間を大切にする」をまちづくりの基本理念として掲げ、誰もが社会から排除されることなく、社会の一員として包み支え合う「ソーシャル・インクルージョン」を基本としたまちづくりを推進してきました※。

※ 現在は、第 5 期基本構想（計画期間：平成 28（2016）年度～令和 9（2027）年度）のうち第 2 次基本計画（令和 2（2020）年～）の期間。

しかし、近年の人権課題を見ると、例えば、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う感染者やその家族に対する誹謗中傷及び医療従事者等への差別や偏見、インターネットの匿名性を悪用した SNS 等での特定の個人や民族等を対象とした誹謗中傷・差別的書き込み・プライバシーの侵害、しょうがいしゃや性的マイノリティへの差別や偏見などが生じています。また、被差別部落や特定の職業、女性や子どもに対する差別など、過去から続く問題も今もなお解決していません。

そしてこれらの問題は、本市においても決して無関係ではありません。例えば、平成 16（2004）年には、市内で部落地域に関する差別ハガキが大量にばら撒かれる事案が起こっています。また、平成 24（2012）年には、市内のご家庭のドアに民族差別感情をあらわにした誹謗中傷ビラが貼り付けられる事案が起こっています。さらに令和 3（2021）年には、市内の街路灯にアイヌの人々に対する差別につながる恐れのある落書きが見つかる事案が起こっています。このような行為に対し、本市においては、市報等を通じて広く市民に現状を伝え、差別を許さない姿勢を示してきました。しかし、依然として、しょうがいしゃや外国籍の人に対する心無い言動、女性や子ども、高齢者に対する暴力や虐待などが問題となっています。また、無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）、知識の欠如、誤解等による非意図的な差別（マイクロアグレッション）も多く起こっています。

また、本市では、平成 12（2000）年に平和都市宣言を行うほか、平成 22（2010）年には核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を目指す「平和首長会議」（世界 166 か国・地域 8,311 都市（令和 5（2023）年 10 月 1 日時点））に加盟し、国内加盟都市会議総会を本市において開催（令和元（2019）年 10 月）、令和 5（2023）年 4 月には、多摩地域の相互連携を目的とした「平和首長会議東京都多摩地域平和ネットワーク」の立ち上げに関わり市長が会長を務めるなど、平和施策に力を入れて取り組んできています。さらに、市内在住（当時）の被爆者の体験と平和への思いを次世代に伝えるため、被爆地である広島市・長崎市以外の地方公共団体としては唯一、原爆体験の伝承活動に平成 27（2015）年から取り組んでおり、これまでに約 16,000 人の方に講話を行っています。しかし、世界では今もなお、戦争や紛争が絶えません。戦後 78 年が経過し戦争体験者が年々減少するなか、

次世代に平和を文化として伝え根付かせていくことが本市においても課題となっています。

本市においては、人権・平和の課題を一つ一つ丁寧に捉え、どのように対応し市民の安心で平穏な生活を守っていくか、当事者や支援者の声に耳を傾けながら検討を重ね、条例の制定や計画の策定、個々の施策の展開等の市政に取り組んでいます[※]が、人権・平和をとりまく課題は複合的に重なり合い、そして多様化しています。

※ 例えば、本市における近年の取組として、以下の取組を行ってきました。

取組の内容	取組の経緯等
地域参加型介護サポート事業 （平成 18（2006）年度～） 地域の力を活用し、しょうがいしゃ本人が推薦した介護人が食事、排泄、家事などの支援を行うことができる制度。	平成 17（2005）年に、障害者自立支援法（現障害者総合支援法）が施行される中で、「ヘルパーが足りなくなるのでは」「自分のことをよくわかっている人に介護人になってほしい」という思いが市に寄せられたのを機に制度を創設。
地域包括支援センター （平成 18（2006）年度～） 高齢者に関する心配事や悩み事等の相談に寄り添い支援を行う機関（市内に直営 1 か所、地域窓口 3 か所）。	高齢者等の地域住民が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアを推進するために設置。
福祉総合相談ふくふく窓口 （平成 26（2014）年度～） どこに相談したらいいかわからない相談や、複数の相談窓口にまたがる相談などをワンストップで受け付ける窓口。	「主訴が不明確な相談や制度の狭間にある方の相談窓口が明確化されていないことや「複数の課題が絡み合った相談をどの部署に相談したほうがいいかわからない」といったことなど福祉関係窓口における課題を解決するために設置。
くにたち子育てサポート窓口（通称「くにサポ」） （平成 29（2017）年度～） 子ども・子育てのための総合相談窓口。	妊娠期からの切れ目のない支援を実現するために制度を創設。
パートナーシップ制度 （平成 30（2018）年度～） 性的マイノリティや事実婚の方などを対象に、互いを人生のパートナーとして届け出たお二人に受理証明書等を交付する制度。	性的マイノリティ当事者からの陳情を受けて制度を創設。制定過程においても様々な当事者の声を取り入れ、全国で初めて市内在勤・在学者も対象とするなど特徴的な制度。
女性パーソナルサポート事業 （令和元（2019）年度～） DV等の様々な理由により困難な状況におかれ、公的なセーフティネット支援が十分に利用できない女性に対し、安心して生活できる一時的な居場所を提供。また、地域で安定した生活を送るための中長期的な伴走型の自立支援を、地域の民間女性支援団体と連携し実施する事業。	公的な一時保護施設では安全性を確保するために外出制限や通信機器の利用制限があり、それを理由に施設への入所を選択しない女性が一程度存在。また、自立の過程では中長期的な継続した支援が必要な場合があるが、行政だけで支援し続けていくには限界があり、このような課題に対応するため制度を創設。
幼児教育推進補助金（保護者への支援） （令和元（2019）年度～） 市の全ての子どもが、施設の種別や選択にかかわらず広く幼児教育・保育が受けられるよう、国の幼児教育・保育の無償化の対象外となる方について、従来の幼稚園園児保護者負担軽減補助金の市上乗せ部分（月額 3,500 円）を支給する制度。	国の幼児教育・保育の無償化の対象外となってしまう外国人学校に子どもを通わせる保護者の声を受け、制度を拡充。
多様な集団活動事業利用支援補助金（保護者への支援） （令和 3（2021）年度～） 国の幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない、一定の要件を満たす施設等を利用する満 3 歳以上の幼児の保護者に対し、月額 20,000 円を上限として利用料を補助する制度。	幼児教育・保育無償化の対象とならない外国人学校に対する調査事業を国から受託し、検討委員会を設置。検討委員会が現地見学、職員・保護者へのヒアリングを行い、国に対し報告書を提出。その一連の流れを受け、他市に先駆け国の本制度を活用。
本人通知制度 （令和 4（2022）年度～） 人権尊重の観点から、本籍地及び筆頭者が記載された住民票・戸籍の附票及び戸籍を本人等以外の人が委任状や第三者請求により取得した場合に、登録した人に交付の事実を通知する制度。	婚外子差別や部落差別に苦しむ市民等からの要望を受け制度を創設。

第3章 基本理念と4つの目指す「まち」

1. 基本理念

人権・平和のまちづくりの推進に係る基本理念は、次のとおりです。

意識的か否か、あるいは意図的か否かに関わらず、様々な人権侵害、差別や偏見が今もなお身近で起きており、誰もが被害・加害の両方の当事者性を有していることの認識

→行政による人権・平和を大切にする不断の取組が必要です。

国内外を問わず、様々な場面において、現に社会的不平等が依然として存在し、人権侵害や差別が起きている。またそれは、自身と関係のない世界で起きている事象ではなく、私たちのごく身近で起きていることも多く、誰もが意識的か否かあるいは意図的か否かに関わらず、被害・加害の両方の当事者性を有しています。

だからこそ、人権について学び考え行動することが重要です（何もしなければ様々な不平等がますます助長される恐れがあります）。

基本条例が示す恒久的な理念を、市職員が一丸となって地域全体で推進

→市長の強いリーダーシップの下、全ての市職員が「人権侵害を許さない」という意志とソーシャル・インクルージョンの理念の下一丸となって、人権・平和のまちづくりの推進に地域と共に取り組みます。

基本条例は、国立市基本構想で掲げる「人間を大切にする」というまちづくりの基本理念を人権・平和の視点から捉えなおし、ソーシャル・インクルージョンの理念の下、人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちを実現することを目的としています。このような基本条例の恒久的な理念を、市、市民及び事業者等が一丸となって地域全体で推進することが重要です。

また、次に示す内容は、上記2つの基本理念の下で市政に取り組むに当たって付随する視点として大変重要なものであり、基本理念と一体性を成すものです。

- ① 一人一人が権利の主体であり、その一人一人にアイデンティティが存在す

ることを認識して取り組むことが重要（「支援をしてあげる」「支援をしてもらう」という構図ではない）です。

- ② 国内法や指針・計画等に限らず、国際的な動向（条約、宣言、国連勧告その他国際的な基準や視点）も踏まえた人権・平和の課題把握及び対応を行います。
- ③ 職員一人一人が、日々の多様な業務の中において、自らの行動と言葉で基本理念の具現化を積み重ね、人権・平和のまちづくりに参画します。

2. 4つの目指す「まち」

基本理念の下、次に示す4つの「まち」を目指します。

なお、これらは、一過性の取組により実現できるものではなく、市が市民や事業者等とともに協力と対話を積み重ねることにより実現できるものです。

① ソーシャル・インクルージョンを基本にした共生のまち

これまで市が市民とともに積み重ねてきた歴史である「人間を大切にする」まちづくりは、まさに、全ての人を社会的孤立や排除から守り、社会の一員として包み支え合うことです。地域社会（市・市民・事業者等）が一丸となったソーシャル・インクルージョンのまちを目指します。

② 様々な当事者の意見を踏まえ、対話を通じて相互理解を深めるまち

人種、皮膚の色、民族、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、しょうがい、疾病、職業、年齢、被差別部落出身その他の経歴など、様々な属性の人の意見を大切にし、対話を通じて相互理解を深めるまちを目指します。

③ 相互理解と協力により平和を希求するまち

多様な人々による日常の中での相互理解と協力により、「平和」（単に戦争や紛争がないだけでなく、貧困や抑圧等の社会構造的な困難がなく、人々の間に不当な差別や暴力を容認しない意識と、他者への共感や互いの協力、対話といった行動が存在している状態を意味する）を希求するまちを目指します。

④ 人権・平和について絶えず学び、深め、次世代に伝えるまち

人権・平和の考え方は、時代と共に変化することから、一人一人が人権・平和について絶えず学び、知識と理解を深め、そしてそれを他者や次世代へ継承する努力をすることが重要です。これらの取組を積み重ねることにより、持続可能な人権・平和のまちを目指します。

第4章 人権・平和のまちづくりの推進

本章では、前章で示した4つの目指す「まち」について、その目指すプロセスにおける基本的な考え方を示します。

1. 人権施策の推進

(1) 人権教育・啓発

人権教育・啓発については、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、市民が人権尊重の理念に対する理解を深め、行動につなげていくことができるよう、様々な機会を提供することや効果的な手法を用いて行うことが重要です。

人権教育・啓発について、本市においては次の2つを柱として取組を推進します。

- ①全世代を対象とした人権教育・啓発の積極的推進及び特に若い世代に対する取組の強化
- ②関係機関・団体等との連携強化による人権教育・啓発の推進

【考え方】

- ①全世代を対象とした人権教育・啓発の積極的推進及び特に若い世代に対する取組の強化

(基本的な方向)

ア 人権課題は、時代とともに常に変化しています。多くの人に現在「正しい」「普通」と思われていることであっても、数年後にはどのような課題として存在しているかわかりません。これは、私たち誰もが人権について学び続ける必要があり人権に関する知識の獲得に終わり(ゴール)がないことを示しています。

全ての世代の人を対象として、様々な人権課題についての教育・啓発を積極的に推進することが重要であり、国内外の動向や地域の実情等にに応じて絶えずその内容をアップデートさせながら取組を推進します。

イ 人権教育・啓発においては、“寝た子を起こすな”(差別や偏見に気が付いていない人に教育・啓発してその存在を表面化させる必要はないという意見)という議論がしばしば問題となることがあります。

しかし、私たちは誰もが、無知や無知であることの無自覚あるいは誤った理解等により、他者を差別や偏見で傷つけてしまったり、あるいは

自らが差別や偏見を受けたりする可能性を有しています。また、マジョリティ[※]側に属する人は、自らを「普通」「当たり前」「自然」「正しい」と感じていることが多く、またそのようなマジョリティとしての力（パワー）を持っていることにそもそも気付きにくいゆえに、無意識的あるいは非意図的にマイノリティに対する差別や偏見を行ってしまっている場合が多くあります。

“寝た子を起こさない”のではなく、正しい知識を身に付ける（あるいはその意識を醸成する）ことが重要であり、そのための取組を推進します。

※ ある社会を集団に分けたときに、社会の中心にいる集団のこと。単純な数の多さではなく、社会の中でより多くの力（パワー）や権力を有している集団を指す。

ウ 子どもや若い世代を含め多くの人が、SNS等インターネットを通して様々な情報に触れる機会が多い状況にあります。それらに溢れる情報の中には、真偽のほどが定かでない内容や、特定の人や属性に対する差別や偏見を助長する恐れのある内容を含むものなども多数存在します。そして、誤解や知識の欠如により無意識的あるいは非意図的に自らがそのような情報を発信してしまう恐れもあります。

様々な情報に触れたときに正しい判断・対応がとれるよう、また、誤った情報や差別・偏見を助長しかねない情報を発信しないよう、特に子どもや若い世代に対する人権教育・啓発を強化します。

(手法の方向)

ア 人権教育・啓発の推進に当たっては、その手法として、講演会、学習会、展示会、研修会のほか、SNS等インターネット、動画、チラシ・ポスター、冊子など様々な考えられます。様々な課題のもとにある当事者等に寄り添い、伝えたい内容や対象等を踏まえた効果的な手法を用いて人権教育・啓発を推進します。

イ 本市における人権問題、市の人権施策、国内外の人権課題及びその歴史等について、学び、考え、様々な人が交流できる人権博物館（仮称）のような機能があることで一層の人権施策の推進が期待できます。単に資料展示だけではない効果的な仕組みづくりに向けて検討します。

ウ 生涯にわたって人権について学び続けることが重要であり、公民館における人権に関する講座等の更なる充実や市民活動に対する様々な支援（活動内容の支援、施設の貸出等）等、社会教育分野における学習機会を充実します。また、学校教育においては、教育活動全体を通じて発達段階を踏まえた組織的・計画的な人権教育を推進します。特に、人権課題のもとにある当事者が、差別の実態等について直接子どもたちに語り伝えることはとても大切であり、子どもたちが人権を尊重する

心を養う上で有効な取組です。当事者と交流したり、さらに主体的に学習を進めたりすることで、子どもたちの理解が深まるよう取組の充実を図ります。

- エ 人権課題のもとにある当事者が自らの言葉で差別の実態等について発信する意義は大変大きく説得力があります。一方で、当事者にとっては心身の負担が大きいものでもあることや、当事者の中でも様々な意見を持つ方がいらっしゃるということを認識し、それぞれの状況や気持ちに寄り添った取組を推進します。

②関係機関・団体等との連携強化による人権教育・啓発の推進 (基本的な方向)

- ア 人権教育・啓発の推進に当たっては、様々な関係機関・団体等と連携を強化することが、より広い視点での取組の推進につながります。市内で人権尊重の活動に取り組む市民や団体等に加え、しょうがいしゃ支援団体や女性支援団体などの各種支援団体、東京都、東京法務局、人権擁護委員、学校、人権啓発に取り組む企業等との連携の下で取組を推進します。

(2) 人権救済及び相談支援の体制

本市が捉える「人権救済」は、人権侵害が発生した後のその行為の停止等の対応や再発防止、人権侵害が発生する恐れの高い場合におけるその防止、被害者が望む安心した日常生活を送るための相談支援などの個別的な救済と、一般施策として行う人権教育や啓発を含めた広い概念です。

人権救済及び相談支援の体制について、本市においては次の2つを柱として取組を推進します。

- ①迅速かつ被害者に寄り添った人権救済
- ②相談支援の更なる充実

【考え方】

①迅速かつ被害者に寄り添った人権救済 (基本的な方向)

- ア 救済に関する一般的な施策（人権教育や啓発）の在り方については、前述（1）で示したとおりですが、個別的な救済については、人権侵害を受けた方が一日も早く不安のない日常生活を取り戻すことができるよう、速やかに対応する必要があります。現に発生している人権侵害行

為の停止等の対応や再発防止に加え、加害者に対する働きかけ（関与）等の在り方についての検討が必要であり、国内の他の地方公共団体における制度化の状況（助言やあっせん、勧告、公表、罰則等）や、国際的な動向、国の法整備の状況、本市における人権課題の実態等を踏まえ検討します。

- イ 加害者に対する働きかけ（関与）については、加害者の行為により被害者が深く傷つき、悩み、苦しんでいることを加害者自身が理解する必要があることから、加害者に対して根気強く働きかける必要があります。
- ウ 人権侵害の表れ様は様々であることから、複合差別やインターセクショナリティ※という視点も踏まえた上で、画一的な制度運用ではなく個々の事情への配慮や被害者に寄り添った人権救済を行います。

※ 最近の女性差別撤廃委員会の勧告など国連文書において、マイノリティ女性に関連する箇所「複合差別／交差的な差別（multiple/intersectional forms of discrimination）」という文言が出てくる。この intersectionality（交差性）とは、人種、エスニシティ、ネイション、ジェンダー、階級、セクシュアリティなど、さまざまな差別の軸が組み合わさり、相互に作用することで独特の抑圧が生じている状況を指す。（徐阿貴〔福岡女子大学教員〕「人権の潮流『Intersectionality（交差性）の概念をひもとく』」国際人権ひろば No. 137（一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター、2018年1月発行）8～9頁参照）

（SNS等インターネットにおける誹謗中傷に対する方向）

- ア SNSをはじめとするインターネットは、日常生活と密接に関わっており、利便性が大きく向上し生活を豊かにする手段となっています。一方で、匿名性を悪用した誹謗中傷、プライバシー侵害、いじめ等が社会的な問題となっています。本市における実態や国における法整備の状況等を踏まえながら、市職員や事業者による定期的な監視・対応（モニタリング）等の取組を推進します。
- イ SNS等インターネットにおいて、本市の市民や地域に関する人権侵害や差別事案を把握した場合は、速やかに適宜の方法（東京法務局や事業者への削除依頼等）により拡散を防止します。

②相談支援の更なる充実

（基本的な方向）

- ア 被害を受けた方が、一日も早く不安のない平穏な日常生活を取り戻すことができるよう、また、被害を受ける可能性が高い方に対しても被害防止のため、相談による支援を行うための体制を構築します。
- イ 表面化しにくい課題があることや、社会的孤立に陥っている人がいることを認識し、相談まで辿り着かない事案があることを念頭に入れたアウトリーチ型の支援を推進します。
- ウ 市内における人権課題の実態や市民のニーズ、他の地方公共団体の取組状況等を踏まえ、実効的で充実した相談支援が行えるよう体制の

見直しを適宜行います。

(相談窓口の方向)

ア 相談支援を希望する方にとって相談しやすく、迅速かつ安心して支援を受けられる体制を構築する必要があります。また、複数要因にまたがる相談や、包括的支援が必要な相談への対応が求められます。

このような状況に対応するため、ワンストップで対応できる相談窓口の設置や専門知識と豊富な相談支援経験を有する相談員の配置など、相談窓口の在り方について検討を行い、実効的な相談支援体制を構築します。

イ SNS等インターネットを活用した相談支援がより効果的な場合もあることから、対面での相談支援、手紙やメールでの相談支援、インターネットを活用した相談支援の検討など、多様な入口のある相談体制を構築します。

ウ 相談窓口に関する情報について、様々な広報媒体（ホームページ、市報、SNS等）を活用して広く市民等に周知します。また、周知に当たっては、対象者の多様性を踏まえより効果的で分かりやすく発信します。

(関係機関・団体等との連携強化の方向)

ア 相談支援については、各種支援団体のほか、警察、東京法務局、弁護士会、医師会、社会福祉協議会などあらゆる関係機関・団体等との連携を強化し、官民一体となった相談支援のための体制を構築します。

イ 関係機関・団体等との連携の下での相談支援に当たっては、当該連携先においてもソーシャル・インクルージョンの理念が理解されていることが重要であり、必要に応じて連携先に対する基本条例や本基本方針に関する研修等の充実を図ります。

(3) 人権に配慮した環境整備

人権に配慮した環境整備について、本市においては次の2つを柱として取組を推進します。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①人権の視点を踏まえた生活環境の整備②ジェンダー平等の実現に向けた取組の推進 |
|---|

【考え方】

①人権の視点を踏まえた生活環境の整備

(基本的な方向)

ア 人権の視点を踏まえた生活環境とは、誰もが安心して地域社会で平穏な日常生活を送ることができる環境のことであり、私たちの身の回りにある様々な生活環境を人権尊重の視点であらためて捉え、必要に応じて見直したり新たに整備したりすることが重要です。

イ 例えば選挙に際し、しょうがいのある人(一定の要件あり)については郵便等による不在者投票やその代理記載など合理的配慮が制度化されています。また、精神的理由や高齢による投票困難者についても、投票所では様々な対応をしていますが、投票所に行くことが困難な人に対する支援は現在できていない状況にあります。このような人々に対する支援については、国による法改正や近隣の地方公共団体の状況等を踏まえどのような対応ができるか調査研究し取り組みます。

ウ しょうがいのある人や高齢者などが、生活する上で施設に入所するしか選択肢が無いという状況を地域につくらないことが重要であり、誰もが希望する場所で安心して自分らしく生活するための取組を推進します。

(地域コミュニティや多様な就労の場の創出の方向)

ア 様々な不安や悩みを抱える人が、地域社会の中で多様な人々とつながることで不安や悩みを共有・解決することができたり、生きがいを持ったりできる場(地域コミュニティ)を創出及び支援します。

イ 働きたいけれども様々な状況や事情により働きづらさを感じる人(しょうがいしゃやひきこもり状態にある人等)の就労について、東京都が推進する「ソーシャル・ファーム」を参考にして本市の実態に応じて推進するなど、多様な人々が地域社会で共に就労し喜びを感じることができ取組を推進します。

(バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進の方向)

ア バリアフリーとは、物理的な障壁のみならず、社会的、制度的、心理的なすべての障壁に対処するという考え方であり、ユニバーサルデザインとは、施設や製品等について、新しいバリアが生じないよう誰にとっても利用しやすくデザインするという考え方です。共生社会の実現に向けては、この両方に基づく取組を併せて推進することが求められています*。

しかし、街なかの段差や車椅子に対応していない施設など物理的なバリアに加え、例えばしょうがいしゃや乳幼児連れの人に対する配慮に欠ける言動など心理的なバリアが依然として存在しています。

イ しょうがいしゃ、妊婦、子連れの人、子ども、高齢者、外国籍の市民など、誰もが安全安心に地域社会で生活できるようにするためには、地域の実態や様々な立場にある人の意見を考慮し、対話を通じて最善の方向性を導き出すことが重要です。あらゆる既存バリアの解消及び新たなバリアをつくらないためのバリアフリー・ユニバーサルデザイン化の取組を推進します。

※ 「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」(平成20(2008)年3月閣議決定)より一部引用。

(フルインクルーシブ教育の方向)

ア 「国立市教育大綱」に掲げる「しょうがいのある児童・生徒もしょうがいのない児童・生徒も同じ場で共に学び、相互に成長できるフルインクルーシブ教育」を目指した取組については、本市の目指すフルインクルーシブ教育の方向性について検討するため、令和5(2023)年5月に市教育委員会と東京大学大学院教育学研究科が協定を締結しており、同協定に基づくスーパーバイザーから様々な助言を受けながら取組を推進します。また併せて、児童・生徒が持つ能力を最大限発揮できるよう個別支援のための環境整備を進めます。

イ 地域や保護者に向けたワークショップ及び勉強会等を開催し、様々な視点からの意見聴取を行うとともに、本市におけるフルインクルーシブ教育の取組について理解促進を図ります。

(災害時における対応の方向)

ア 関東大震災や東日本大震災では、甚大な被害が生じましたが、東日本大震災では、真偽のほどが定かではない情報等がSNS等で拡散され、多くの人々がその情報を信じたという調査結果もあります。そのほかにも、新型コロナウイルス感染症の拡大に関連して、罹患者や医療従事者への差別や偏見、ワクチン接種の有無に関する差別も発生しました。

このような過去の歴史や経験から、災害時においては様々な不安から人権が侵害されたこともあるということを理解することが重要です。また、差別や排除につながる情報に対して正しい情報を発信するリテラシーを身に付けることが重要です。

イ 地震や台風、河川の氾濫など大規模災害に際しては、市民等が公共施設等へ避難することが想定されますが、乳幼児を含めた子ども、妊婦、しょうがいしゃ、高齢者、外国籍の人、性的マイノリティなど様々な人が安全に避難し安心して避難所生活を送るためには、災害時におけるあらゆる属性の人への対応を想定した備え(安全な避難方法、十分な備蓄品、安心できる避難所生活等)をしておく必要があります。

また、自らが避難生活を送るうえで必要な備えを用意するよう災害に対する意識の醸成を図る取組を推進します。

- ウ 災害時に対応が求められる職員については、定期的な研修（座学・実践）を通じて、想定した備えを適切に活用できるスキルの獲得及びその向上を図ることが重要であり、災害時における人権尊重の視点を踏まえた対応について取組を推進します。

②ジェンダー平等の実現に向けた取組の推進

（基本的な方向）

- ア 我が国におけるジェンダー平等については、様々な法整備等によりその格差の改善に向けた取組が進められていますが、例えば世界経済フォーラム（スイスの非営利財団）が発表するジェンダー・ギャップ指数によると、我が国は諸外国と比べ依然としてその格差が大きく、特に政治と経済の分野でその差が顕著となっています^{※1}。また、本市の市民におけるジェンダー平等感の認識についても低い状況となっています^{※2}。

※1 令和5（2023）年6月に発表された「Global Gender Gap Report」によると、日本のジェンダー・ギャップ指数の総合順位は146か国中125位で、平成18（2006）年の公表開始以来、過去最低。

※2 本市が行った「ジェンダー平等に関する市民意識調査」（令和5年（2023）年）では、家庭生活や政治など含め「全体として」女性と男性の地位が平等になっていると回答した割合は17.4%と低く、男性の方が優遇されていると回答した割合は65.5%であった。

- イ 性別に起因した様々な格差は、人権上の様々な課題をより複雑化する原因になっていたり、またはその課題の背景となっている場合も少なくありません。人権尊重に関する取組の推進に当たっては、様々な課題とジェンダー平等との関係性を十分に認識し、格差解消に向けた意識啓発や支援の充実などの取組を推進することが必要です。

（意識啓発や教育に関する取組の方向）

- ア 国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例（以下「推進条例」という。）では、市は男女平等参画について理解を深めるために必要な広報及び啓発を行うこととされており、その推進拠点としてくにたち男女平等参画ステーション（通称「パラソル」）を平成30（2018）年5月に設置し、市民等に対する固定的性別役割意識の解消や性的マイノリティへの理解促進に関する様々な啓発活動及び相談支援に取り組んでいます。その設置目的を踏まえ、引き続き様々な取組を推進します。

- イ 推進条例では、「全ての人々が、妊娠、出産等の性と生殖に関する健康と権利を認め合い、生涯にわたって自分らしい生き方を選択できること」を基本理念の一つとして掲げています。性と生殖に関する健康と権利（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス&ライツ[※]）の考え方

に基づき、どのような選択であっても互いに尊重し受け入れ合うことができるよう、そして必要な情報が容易に得られるよう情報発信や意識啓発等の取組を推進します。

※ 子どもを持つか持たないか、どのような性生活を送るかなどについて、十分な情報が得られ、心身の健康を確保した上で、誰かに強制させることなく自分で決定できること。

ウ 包括的性教育については、多くの市民に未だ認知されていない状況がありますが※、国際的には、ジェンダー平等や多様性を含む人権尊重を基盤とした性教育として取り組まれています。エビデンスに基づく正しい情報発信等の取組を進めるとともに、特に学校教育においては、多様な性に関わる学習やジェンダーに関する学習等の機会を捉えて広い視野から取組を推進します。

※ 本市が行った「ジェンダー平等に関する市民意識調査」(令和5年(2023)年)では、約6割の市民が「包括的性教育」という言葉を「はじめて聞いた」と回答しており、「意味や内容を知っている」と回答した市民は約9%であった。

(市職員の配置や附属機関委員の登用の方向)

ア 様々な人権課題に対応しながら市政を進めるためには、市職員の意識改革・向上や人材育成における様々な取組を推進することにより、その政策決定過程において多様な視点が考慮されることが重要です。

イ 市の職員配置や各種審議会など附属機関の委員登用における「男女比率」について、「性別ではなく能力で評価・登用すべき」という意見が少なくありません。本市としては、「男女」という性別に関わらず、全ての人にあらゆる機会が保障される社会が実現されるべきだと考えていますが、女性の社会進出や活躍の推進に際しては、本人の意思の尊重を前提としつつ、意図的に数値目標を設け、その改善を促す取組(ポジティブアクション)を実施することが重要だと捉えています。

ウ 全ての人にあらゆる機会が保障される社会の実現を目指すプロセスの一つとして、市職員の管理職配置※¹や附属機関委員の登用においてはジェンダー平等の考え方を前提としつつ、各計画等で定める女性の割合※²を達成するための取組を推進します。また、職員の人事配置においては、男女の固定的性別役割意識に捉われることのない配置を行い、多様な職員が性別に関わらず適材適所で自分らしく活躍できる職場を推進します。

※¹ 本市の職員配置における、女性管理職の比率は16.4%(令和5(2023)年4月時点)であり、4年前の8.9%と比較すると上昇しているものの、依然として男性に比べて女性の管理職が圧倒的に少ない状況にある。

※² 市職員の管理職配置における女性職員の割合…令和7(2025)年度までに20%(第3期特定事業主行動計画)、附属機関委員の登用における女性委員の割合…3割以上(国立市附属機関等の設置及び運営に関する要綱)

2. 分野別人権課題と施策の推進

様々な人権課題について、特定の分野ごとに課題を捉えることは、それぞれの実態や状況等に応じた対応を推進するために大変重要なことです^{※1}。

なお、人権課題は複数の課題が複合的に交わり合い複雑化している場合もあることから、個々の側面のみには着眼するのではなく、複合差別やインターセクショナルリティ^{※2}という視点も重視した取組を推進することが重要です。

※1 課題分類の参考

法務省 （「人権の擁護」（法務省人権擁護局編集発行（令和5（2023）年9月）における分類）	東京都 （「東京都人権施策推進指針」（東京都策定（平成27（2015）年8月）における分類）
女性	女性
子ども	子供
高齢者	高齢者
障害のある人	障害者
部落差別（同和問題）	同和問題
アイヌの人々	アイヌの人々
外国人	外国人
感染症	HIV感染者・ハンセン病患者等
ハンセン病患者・元患者やその家族	犯罪被害者やその家族
刑を終えて出所した人やその家族	インターネットによる人権侵害
犯罪被害者やその家族	北朝鮮による拉致問題
インターネット上の人権侵害	災害に伴う人権問題
北朝鮮当局によって拉致された被害者等	ハラスメント
ホームレス	性同一性障害者
性的マイノリティ	性的指向
人身取引（性的サービスや労働の強要等）	路上生活者
震災等の災害に起因する人権問題	刑を終えて出所した人
	個人情報の流出やプライバシー侵害
	親子関係・国籍
	人身取引

※2 p.12の注釈参照。

（1）共通事項

各分野の人権課題に共通する視点としては、前項1.のとおりですが、重要な視点はつまり、一人一人が権利の主体であって、その一人一人のアイデンティティを尊重し、かけがえのない存在として認め合うことにあります。「かわいそうだから」「支援を求められたから」といった理由でなく、誰もが権利の主体であるとの認識のもと、課題是正のための取組を推進する必要があります。

（2）個別事項

各分野の人権課題について、本市における実情等を踏まえ以下に示しま

す。

なお、これらはあらゆる課題を網羅的に整理したものではなく、あくまでその一部に過ぎません。課題のあり様を的確に捉え、個々の状況にあわせた柔軟な対応が必要です。

①女性

日常生活や人々の関係性における性別役割分担意識はまだ根強く、子育てや介護等の家庭内労働ではその全般を女性が担う立場に置かれ、負担が大きいといった現状があります。また、配偶者等からの暴力（DV）、ハラスメント（セクハラ、モラハラ等）、ストーカー被害など女性に対する人権侵害や、社会的孤立、生活困窮など社会的問題への対応が必要であり、これらに対する取組を推進します。

②子ども

貧困、自殺、いじめ、児童虐待、性的搾取、ヤングケアラーなど、子どもを取り巻く課題は山積しており、子どもが自分らしく生きて育つ権利が奪われてしまっている状況があります。学校・家庭・地域が一体となって、社会全体で子どもの悩みや不安に寄り添い、育ちを支えるための取組を推進します。

③高齢者

虐待や第三者による勝手な意思決定など、高齢や認知症等の原因により判断能力が低下した高齢者に対する人権侵害が問題となっており、また、就労や居場所に困難を抱えたり、医療や福祉等のサービスを十分に受けられていない状況もあります。加えて、様々な公共サービスがデジタル化する中で不慣れた高齢者が疎外感を感じてしまう状況もあります。住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられる仕組みづくりのための取組を推進します。

④しょうがいしゃ

街なかの段差や車椅子に対応していない施設など物理的なバリアに加え、しょうがいしゃへの配慮に欠ける言動など心理的なバリアが依然として存在しています。しょうがいを「医学モデル」としてではなく「社会モデル」として捉え※、それぞれのしょうがいの特性を踏まえた合理的配慮等の取組を推進します。

※ 「障害者の権利に関する条約」（日本は平成 26（2014）年に批准）において示された障害の捉え方。従来の障害の捉え方は、障害は病気や外傷等から生じる個人の問題であり、医療を必要とするものであるという、いわゆる「医学モデル」の考え方を反映したものであったが、当該条約では、障害は主に社会によって作られた障害者の社会への統合の問題であるという、いわゆる「社

会モデル」の考え方が反映された。「障害者権利条約パンフレット」(外務省平成 30 (2018) 年 3 月発行) より一部引用)

⑤感染症、疾病

新型コロナウイルス感染症の拡大により、感染者やその家族、医療従事者等のエッセンシャルワーカーに対する誹謗中傷や嫌がらせが全国的な問題となりました。感染症や疾病は誰もが当事者になり得る問題です。ハンセン病患者に対する人権侵害の歴史から学ぶなど、不安解消のために当事者を排除するのではなく、正しい知識を身に付けることが重要でありそのための取組を推進します。

⑥被差別部落出身者

被差別部落出身者に対する就職、結婚、その他の社会生活の場面での差別が今なお報告されており、問題が解決していません。近年では、インターネット等を利用した差別事象が全国的にも深刻な問題となっているほか、戸籍を使って差別のための情報を入手する行為の問題も指摘されています。部落差別の正しい歴史や現状を学ぶための取組を推進します。

⑦外国にルーツのある人

現在国立市には、約 1,800 人の外国籍の市民が在住しています[※]。また、日本国籍者の中にも、海外ルーツの人やミックスルーツの人もいます。文化的背景や言語、生活習慣の違いが摩擦や排除を生まないためには、互いの違いを受け入れ活かし合うとともに、様々な歴史的背景(渡日の理由、帰国しない(できない)理由など)等を正しく理解することも重要です。多様なルーツを持つ一人一人が疎外感を抱かず地域の一員と感じながら暮らすことのできるよう取組を推進します。

※ 令和 5 年(2023)年 1 月 1 日時点。内訳は、中国籍約 680 人、韓国・朝鮮籍約 350 人、ベトナム籍約 190 人など。

⑧性的指向、性自認(SOGI(Sexual Orientation and Gender Identity))

市内の大学で起きた痛ましい事件を契機として、アウティング(本人の意に反した性的指向、性自認等の暴露)が生命にかかわる重大な人権侵害であるとの認識が広がりました。多くの性的マイノリティ当事者が周囲にカミングアウトをしていない状況ですが、その背景には根強い差別意識や偏見があります。性的指向や性自認にかかわらず誰もが自分らしく安心して暮らせる地域づくりのため、当事者が抱える困難の解消に向けた取組を推進します。

⑨インターネット上の誹謗中傷

インターネットの匿名性を悪用したSNS等での特定の個人や民族等を対象とする誹謗中傷、差別的書き込み、個人情報掲載によるプライバシーの侵害、児童ポルノ、リベンジポルノなど、人権を軽視した行為が社会的問題となっています。インターネット上の情報を定期的に監視・対応する取組（モニタリング）や、メディアリテラシー向上等のための取組を推進します。

⑩災害時要配慮者

高齢者、しょうがいしゃ、外国人、難病患者、乳幼児、妊産婦等は発生前の備え、災害時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要します。災害時における様々な情報発信の在り方や備蓄品の内容の適切性の検討、要配慮者への職員の対応スキル向上に関する研修等の取組を推進します。

⑪アイヌの人々

北海道のみならず、関東圏にもアイヌにルーツを持つ方々が多く暮らしていますが、差別や偏見を恐れ、自身のルーツを明かさない人も多数存在していると言われています。アイヌの人々が自身のルーツや文化に誇りを持って地域で暮らせるよう、正しい知識を身に付けるための取組を推進します。

⑫犯罪被害者

犯罪による被害は、身体的被害や精神的被害、経済的被害などがありますが、犯罪被害後もプライバシー侵害に悩まされたり、働くことが困難となり経済的に困窮したりするなど様々な被害を生じさせます。被害者の様々なニーズに対応することができるよう、相談支援の充実に向けた取組を推進します。

⑬刑を終えて出所した人

罪を犯した人や非行のある少年の中には、心身に問題を抱えており住むところや仕事がなかったり、頼ることのできる人がいない、生活環境に恵まれないなどの理由で、速やかな自立更生ができない人がいます。更生保護施設は、こうした人を一定期間保護して社会復帰を助け再犯を防止する役割を担っていますが、地域社会との関係構築や施設退所後の生活には様々な困難が生じています（住民との交流、就職先での差別など）。当事者の更生意識を高めるとともに、地域が協力して当事者の社会復帰を支援することが重要でありそのための取組を推進します。

⑭職業

様々な職業によって社会が成り立っていますが、一部の職業に対する偏見と、「きつい」「汚い」「危険」などといったイメージによりその職業に携わる人に対する差別が起こっています。当事者の中には、差別や偏見を恐れて家族や友人等に自身の職業について明かすことが出来ずに苦しむ人もいます。また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、医療従事者等への差別や偏見も課題として浮き彫りになりました。様々な職業に対する正しい知識を身に付けるための取組を推進します。

⑮婚外子

子どもは男女が結婚して産むものという我が国の根強い社会規範意識の中において、法的に婚姻関係にない男女の間に生まれた子（婚外子）に対する差別や偏見、その親（特に母親）に対する差別や偏見が今もなお起きています。伝統的標準家族の形態に捉われることなく、誰もがかけがえのない存在として尊重される社会とするための取組を推進します。

3. 平和施策の推進

基本条例では、その前文において「平和とは、単に戦争や紛争がないだけでなく、貧困、飢餓、抑圧、搾取等の社会構造的な困難がなく、かつ、人々の間に不当な差別や暴力を始めとする人権侵害を容認しない意識と、他者への共感、相互の協力、対話といった行動が存在している状態を意味する。このような平和は、多様性を有する個々の人権を尊重することによってこそ、実現することができる。」とうたっており、平和と人権の尊重が同義語であることを示しています。

人権が尊重される日々の連続こそが日常の平和であり、平和を特別なものとして捉えるのではなく日々の日常の中で当たり前を感じるものとして（日常の平和を市民文化として）地域社会に根付かせるための取組が重要です。

前述の第4章1. 及び2. では、主に人権尊重の観点から人権・平和のまちづくりの推進における基本的な考え方を示していますが、本項においては、平和の観点でその考え方を示します。

(1) 戦争・原爆体験者の体験と平和への思いの伝承

戦後78年が経過し、戦争を体験された世代の方々が年々減少するなか、世界では依然として国家間の戦争や民族等の対立による紛争等は絶えず、国内外で日常の平和が危惧される状況にあります。

私たちは過去の歴史から、戦争が起きると人命・生活・経済等あらゆる面で

被害が生じることに加え、戦争は時として正常な意思や判断を奪い通常では想像し得ないような行動をとってしまうことがあること、戦時下では人々のあらゆる権利が抑圧・搾取されたり尊厳が踏みにじられたりすることなど、戦争という行為は著しく人権を侵害するものだということを学んでいます。

戦争は、二度と起こしてはいけません。この意識の下、戦争・原爆体験者の体験と平和への思いの伝承について、本市においては次の2つを柱として取組を推進します。

①伝承活動の本質を踏まえた活動の推進

②活動の継続

【考え方】

①伝承活動の本質を踏まえた活動の推進

(基本的な方向)

ア 本市では、平成 27 (2015) 年より、本市在住 (当時) で広島原爆・長崎原爆の体験者の体験と平和への思いを次世代に語り継ぐ伝承者の養成に取り組むとともに、平成 29 (2017) 年からは、本市在住で東京大空襲を体験された方の体験と平和への思いを次世代に語り継ぐ伝承者を養成し、市内外で伝承活動を行っています。

当時の直接的な戦争・原爆体験をしていない伝承者が、体験者の体験と平和への思いを次世代に語り継ぐ行為は、文献や歴史書等で示される客観的事実や数には表れない、「まさにその時、その人やその人を囲む多様な一人一人が (人格を持つ一人一人が)、そこに生きていた (生活していた)」こと、戦争や原爆によってその生活が破壊されたこと、二度と同じ過ち繰り返してはいけないということを、一人の体験者の思いとそれを伝承する伝承者の思いを人から人へ伝承していく中で伝えることに本質的な意義があります。この本質を見失うことなく、引き続き伝承者との協力の下、取組を推進します。

②活動の継続

(基本的な方向)

ア 戦争や原爆を体験された方々の高齢化に伴い、ご自身の体験を伝えていくことが難しくなりつつある現在において、伝承活動の意義は大変大きなものです。この活動を今後も継続することが重要であり、戦争・原爆を体験された市民の体験談のアーカイブ化等の工夫も行いながら取組を推進します。

(2) 様々な団体等との平和交流

平和施策の推進に当たっては、近隣の地方公共団体をはじめ、原爆による被害を受けた広島市及び長崎市、その他さまざまな団体等との平和交流を促進していく必要があります。

様々な団体等との平和交流について、本市においては次の2つを柱として取組を推進します。

- | |
|----------------------------|
| ①子どもたちの平和学習の推進
②平和文化の振興 |
|----------------------------|

【考え方】

①子どもたちの平和学習の推進

(基本的な方向)

ア 本市では、「青少年の育成に役立ててほしい」という市民の寄付により設立した「国立市青少年育英基金」を活用し、平成26(2014)年及び平成27(2015)年は広島市へ、平成28(2016)年以降は長崎市へ派遣して原爆資料館等の見学や歴史・風土等の学習、現地青少年との交流により相互理解を深め、平和の尊さと歴史を学ぶ「子ども長崎派遣平和事業」に取り組んでいます。引き続き、次世代を担う子どもたちの平和学習を推進します。

イ 前述(1)の伝承活動については、毎年市内外の学校から依頼を受け実施しています。引き続き子どもたちに対する伝承活動に取り組めます。

(学校との連携)

ア 次世代を担う子どもたちの平和学習の推進に当たっては、学校教育との連携の下、計画的な取組を推進します。

②平和文化の振興

(基本的な方向)

ア 世界166か国・地域8,311都市(令和5(2023)年10月1日時点)が加盟する「平和首長会議」は、加盟都市相互の連携により、核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を目指す団体です。本市は平成22(2010)年に加盟するとともに、令和元(2019)年には第9回国内加盟都市会議総会を本市において開催しました。

「平和首長会議」が令和3(2021)年7月に策定した「P×ビジョン」及びその具体的な取組を掲げた「平和首長会議行動計画(2021年-2025年)」の中の一つに、「平和文化の振興」(市民一人一人が日常生活の中で

(素案)

平和について考え行動するという、より根源的な「平和文化」を市民に根付かせ、平和意識を醸成すること)が掲げられています。この「平和文化の振興」について、その推進に向けた役割を本市が積極的に担い、東京都多摩地域の連携を一層促進させるなど、関係機関・団体と連携した取組を推進します。

第5章 推進体制

1. 行政における推進体制

(1) 組織内の推進体制

- ① 本市においては、平成 26 (2014) 年に政策経営部市長室に人権・平和施策の担当を設置し、以降、他の地方公共団体と比較しても先駆的に人権・平和のまちづくりに係る取組を市民や様々な当事者ととともに推進してきました。

今後の人権・平和施策の体制については、本基本方針に示す様々な取組を推進することを踏まえ、必要に応じて組織の見直しや推進体制の充実強化を図ります。

- ② 本市においては、ジェンダー平等施策に関して役職ごとに組織内の推進体制を構築し、定期的に課題検討、情報交換、研修等を行っています。この取組を参考として、人権・平和施策においても職員の役職に応じた会議体を設けるなど、各部署が一丸となった人権・平和のまちづくりのための推進体制を構築します。
- ③ 本市で活動する人権擁護委員[※]は現在 5 名であり、市民からの人権相談や子どもたちに対する人権教室の実施などに取り組んでいただいています。今後も、人権擁護委員との連携を一層強化した取組を推進します。

※ 人権擁護委員法に基づき、人権相談を受けたり人権の考えを広めたりする活動をしている民間の方々。市民の中から市長が市議会の意見を踏まえ推薦し、法務大臣から委嘱されている。

(2) 市職員の人権意識の向上及び人権・平和のまちづくりへの参画

- ① 人権・平和施策の担当職員のみならず、全ての市職員が高い人権意識の下で日々の業務に従事し、人権・平和のまちづくりに自ら参画することが求められます。
- ② 様々な人権課題のもとにある当事者等から体験や実情を学ぶ研修、市の関係条例及び計画、国内外の動向について学ぶ研修、窓口業務や電話対応業務における具体的な対応スキルを学ぶ研修等、様々な視点での研修を充実させ職員の人権意識の向上を図ります。
- ③ 人権救済や相談支援に関して、庁内の様々な部署や関係機関・団体等があることによって、かえって事務的な混乱や人為的なミスが生じてしまわないよう留意する必要があることから、連携全体の概要や人権課題に関する情報を分かりやすくまとめた資料等を作成するなど、職員の人権意識の向上や人

権・平和のまちづくりへの参画に資する取組を推進します。

(3) スケジュール及び財源（予算）

本基本方針に基づく取組を計画的に推進するため、今後、「推進計画」を国立市人権・平和のまちづくり審議会における議論等を踏まえ策定します。また、必要な財源（予算）については、少子高齢化に伴う様々な行財政への影響や、昨今の物価・光熱費の高騰など急激な社会状況の変化があり得ることを考慮する必要があります。このような社会環境全体の中において的確な選択を行っていく必要があることを踏まえ、各取組の重要度や緊急性等に基づいた優先的課題に対し予算編成全体の中で重点的に予算配分する等の取組を行うとともに、国や東京都の補助金等の活用、民間事業者等との連携による効果的な取組等を一層推進します。

2. 国立市人権・平和のまちづくり審議会

(1) 国立市人権・平和のまちづくり審議会の設置

基本条例第 16 条第 1 項では、人権・平和のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、市長の附属機関として国立市人権・平和のまちづくり審議会を置くことと規定されており、学識経験者、人権に関する団体の代表者等、平和に関する団体の代表者等、市民のうちから委嘱することとされています。

(2) 国立市人権・平和のまちづくり審議会における審議

基本条例第 16 条第 2 項では、基本方針の策定その他人権・平和のまちづくりの推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、国立市人権・平和のまちづくり審議会において調査・審議しその結果を市長に答申することとされています。

本基本方針を踏まえた人権・平和のまちづくりを推進するに当たり、必要に応じて同審議会の意見を聴き、施策を推進します。

3. 公表と見直し

(1) 基本方針の公表

本基本方針を策定し、又は変更したときは、遅滞なく市民に向けて適宜の方

(素案)

法により公表します。

(2) 基本方針の見直し

本基本方針については、策定後、おおむね6年を目安として見直しの必要性について検証を行うこととしますが、市内における人権課題の状況や国の法整備の状況、国際的な動向等を踏まえ、本基本方針に盛り込むべき事項や変更すべき事項が生じた場合は、基本条例第9条第3項に従い、国立市人権・平和のまちづくり審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者等の意見を反映するために必要な措置を講じた上で、適宜見直しを行います。